



平成 22 年 9 月 3 日

各 位

会社名 株式会社 タカチホ
代表者名 代表取締役社長 久保田 知幸
(JASDAQ・コード:8225)
問合せ先 執行役員経営企画部長 渡辺 三千也
電 話 026 - 221 - 6677

分配可能額を超えた前期末の配当金に関する一連の経緯及び再発防止策について

当社は、平成 22 年 8 月 11 日付け公表の「分配可能額を超えた前期末の配当金について」によりお知らせいたしました、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 64 期定時株主総会において、1 株当たり 4 円の配当金を行うことを決議し、結果として、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、前期末配当金の支払いをした件（以下「本件」）に関して、社内調査委員会より平成 22 年 8 月 26 日に調査報告書を社外調査委員会へ提出いたしました。提出いたしました調査報告書につきまして、外部調査委員会より本日評価、提言及び再発防止策について報告書を受領いたしましたのでご報告いたします。

記

1. 本件の経緯及び社内調査の報告

当社は、平成 22 年 6 月 7 日の取締役会において、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 4 円の期末配当金を株主総会へ付議することを決議し、平成 22 年 6 月 29 日の第 64 期定時株主総会において原案どおり承認可決され、6 月 30 日より配当金の支払いを開始いたしました。この時点において以下の事項が不備であったと考えられます。

- (1) 「剰余金処分の件」の議案審議において、剰余金の分配可能額に関する計算書が関係部署において以前より作成されておらず、取締役会及び監査役会におけるそれぞれのチェックが機能せず、本件の発生を見落としておりました。
- (2) 平成 22 年 6 月 7 日開催の取締役会において、本件の配当について付議し可決承認されましたが、起案取締役も何ら誤りがあると全く考えず議案を説明し、その場に出席した取締役及び監査役全員も議案の異常性に気付きませんでした。
- (3) 決算実務担当部署において、会社法改正（平成 18 年改正）による正当な配当金の算出方法を、正しく理解していませんでした。

平成 22 年 8 月 11 日、経営計画の進捗状況を決算資料に基づく検証作業のなかで、前期末配当金の額が会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額が不足しているにもかかわらず、配当を実施した疑いが確認されました。

本件の発生原因の解明と今後の対応を検討するため、同日付けで取締役総務・経理担当部長

を中心とする社内調査委員会を設置し、また平成 22 年 8 月 20 日付け「外部調査委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社と利害関係のない 3 名の弁護士を委員とする外部調査委員会に対し、本件の適法性の検証、原因究明及び今後の再発防止のための体制構築についての意見、助言を依頼いたしました。

2. 社内調査の方法

事実経過の確認、本件関係者に対するヒアリング、発生原因の分析、社内処分の検討、再発防止策の検討等を行いました。尚、社内調査委員会のメンバーは下記のとおりであります。

委員長	袖山 英則	(総務・経理担当取締役)
委員	河原田 勲	(経理部長)
委員	伊藤 博幸	(経理課長)

3. 社内調査により判明した事実

当社は、会社法及び会社計算規則に定める分配可能利益の計算において、自己株式の帳簿価額及び、評価・換算差額を控除せず、結果的に会社法及び会社計算規則により計算した分配可能額が不足しているにもかかわらず、配当金を支払いました。

4. 本件の発生原因の分析

- (1) 実務担当部署、取締役会、監査役に会社法における分配可能額についての基本的知識が不十分でありました。
- (2) 株主総会招集通知（計算書類等を含みます。）について、会計監査人及び外部専門家を過度に信頼し、自らの確認が疎かでありました。
- (3) 顧問弁護士に株主総会決議議案の法令チェックを依頼しておりませんでした。
- (4) 会計、経理の業務において多方面にわたり実務検討するスタッフが、充分配置されているとは言えず、客観的な第三者によるチェック機能が働かない等、会計部門の人的体制が不十分でありました。

5. 本件関係者の処分

本件に関する責任を示すため、定時株主総会決議議案「剰余金処分の件」を付議、審議しました平成 22 年 6 月 7 日開催の取締役会決議に参加していました取締役の月額報酬については、30%減額を平成 22 年 9 月から 2 ケ月間にわたり実施する処分といたします。また、同日の取締役会に出席していた常勤監査役からは、月額報酬の 30%を平成 22 年 9 月から 2 ケ月間にわたり自主返上するとの申し出を受けております。

6. 再発防止策

(1) 配当手続の明確化（社内規程化）

本件を契機に、剰余金処分案の作成から剰余金配当に至るまでの業務フローを作成し、これを規程化いたします。また、実務担当者における分配可能額の確認方法及び、取締役会、監査役会における分配可能額存否の確認方法等についても具体的に定めることとします。

(2) 外部専門家による適法性の確認依頼

今後、「剰余金処分の件」の議案については、「剰余金の分配可能額計算書」を別途作成し、会計監査人及び、会社法に精通した顧問弁護士等に法的チェックを依頼いたします。

(3) 社内関係者の教育

役員及び配当実務担当社員に必要な法令知識を習得させるため会社法、金融商品取引法等の外部セミナーに積極的に参加させます。

(4) 社内の人員体制の整備

管理部門とりわけ経理、会計部門の人員を補充、充実させてまいります。

7. 外部調査委員会

平成22年8月20日付け「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしました3名の弁護士を委員とする外部調査委員会より、本件の適法性の検証、原因の究明及び今後同様の事態を発生させないための体制の構築について下記の意見、助言をいただいております。

(1) 取締役及び監査役の刑事責任

取締役・監査役には、配当に際し分配可能額が存在しないことに関する違法配当罪上の故意があったものとは認められないから、刑事責任を負うものではない。

(2) 会社法上の填補責任

分配可能額規制に違反して配当がおこなわれた場合、会社法上、手続に関与した取締役が填補責任を負う場合があり、また監査役についても善管注意義務違反による損害賠償責任を負う場合がある。

しかし、本件調査によれば、株式会社タカチホの取締役らは、分配可能額が存在しないことを認識しながら本件配当を行ったものではなく、計算方法を誤って分配可能額を計算したに過ぎないから、態様として悪質であるとは言い難い。

また、本件配当にあたり、資本準備金を減少させその他資本剰余金を増加させれば適法に分配可能額を作出することは可能であったことなどを総合考慮すれば、会社債権者に対するマイナス要因もそれほど大きくはないものと判断する。

また、上記5、本件関係者の処分で記述のとおり、本件関係者の報酬の減額及び返上により、あくまでこの限度においてはああるが、会社財産の回復も見込まれる。

尚、本件に関する適法性の検証の詳細、原因究明及び再発防止のための体制構築等につきましては、別紙「調査報告書」をご参照ください。

8. 今後の見通し

当社は、本日別途開示しております「臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」及び「資本準備金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、配当可能額の充実を目的とした会社法所定の手続きを実施いたします。

また、当社は、本件発生 of 事態を真摯に受け止め、再発防止策を実施するとともに、内部管理体制の構築に努めてまいりますので、関係の皆様方にはご理解の程お願い申し上げます。

以上

調 査 報 告 書

平成22年 9月 3日

外部調査委員会

弁護士 徳 竹 初 男

弁護士 金 子 肇

弁護士 倉 崎 哲 矢

第1 本調査の目的および方法

本外部調査委員会は、株式会社タカチホが、平成22年6月29日に開催された第64期定時株主総会（以下「本件株主総会」という）において、計算上は分配可能額がないにも拘わらず、1株あたり4円の配当を行う旨の決議（以下「本件決議」という）を行い、同年6月30日より本件決議に基づく配当の支払を行ったこと（以下「本件配当」という）について、株式会社タカチホから要請を受け、外部調査委員会（以下「本外部調査委員会」という）としてその適法性について検証した上、原因の究明ならびに今後同様の事態を発生させないための態勢の構築について調査・検討し、報告するものである。

本外部調査委員会は、本報告書を作成するにあたり、本件配当手続に関与した、株式会社タカチホの一部の取締役、従業員及び本件決議時の常勤監査役から事情聴取を実施した。また、株式会社タカチホから、平成22年8月26日付「社内調査報告書」の提出を受け、対象会社の有価証券報告書等を取得し、これらを検証した。

第2 本件配当と分配可能額規制との関係について

株式会社タカチホは、会社法所定の方法によって算出した場合の分配可能額が計算上マイナスになっていたにも拘わらず、分配可能額があると誤信したまま、平成22年6月7日の取締役会において本件配当を行う旨決議し、同年6月29日、本件株主総会にて当該議案を可決して、6月30日以降、本件配当の支払いを実施したものである。

その後、経営計画の進捗状況を検証していた対象会社従業員が、決算資料の検討作業の過程で本件配当が会社法上の剰余金配当規制に抵触している可能性に関し疑念を抱き、これを報告した。

上記の通り、本件配当は計算上分配可能額が存在しないにも拘わらず行われたものであるため、法上の分配可能額規制に抵触する配当ということになる。

第3 本件配当が行われた原因の分析

本件配当が行われた原因として以下の諸点を指摘することができる。

(1) 配当手続に関する関与者の基本的知識が不足していたこと

取締役、監査役、従業員を含めた配当手続に関与する担当者らに、会社法におけるいわゆる分配可能額規制についての基本的知識(利益剰余金等から自己株式部分等を控除しなければならない)が不足しており、配当の可否や金額を企画・検討する場面で関与者であれば当然採るべき剰余金計算についての云わば基本動作の必要性が認識されていなかった。

(2) 社内のチェック機能が不十分であったこと

株式会社タカチホでは、これまでに取締役会において分配可能額の計算方法を記載した資料等が配布されるなどの方法により分配可能額を検討したことはなく、取締役会においては分配可能額の存否をチェックする態勢が整っていない状況にあった。

(3) 配当業務についての分掌が明確になされていなかったこと

配当等に関する実務上の最終的な権限や最終的な責任を負うのが、どの部署の誰であるのか等、配当関連業務についての業務分掌が明確に意識されていなかった。

(4) 外部の専門家に対する無形の依存感があったこと

株主総会招集通知（計算書類等を含む）について、会計監査人等外部専門家に対し、自分たちに万一間違いがあっても外部専門家に修正してもらえると漠然とした依存感があり、事前に社内において自らチェックする感覚や視点あるいはそうした態勢を構築する意識に欠けていた。

第4 再発防止策

(1) 会社法制に関する基本的理解とマニュアル化

配当の企画・計算・取締役及び株主総会への議案提出・公表等の各過程において部署ごとのチェックを行うためのマニュアル化を早急に実施すべきである。

更に、これに限らず、決算・株主総会等、繰り返し実施される会社法制上の諸手続に関し、社内での研修の機会を通じてその法的意味合いの基本部分を理解すると共に、各手続においてとるべき措置をマニュアル化(規定化)し、関与する役員や従業員がその都度このマニュアルに常に立ち戻って、それぞれの手続の趣旨や意味合いを認識・理解しつつ、手続を履践する態度を確立すべきである。

(2) 専門家による適法性チェック

同様の過誤が今後生じないように、上記のとおり社内態勢を整備すると同時に、特に配当に関しては明示的に、会計監査人に対し、法的見地からの検証を要請すべきであり、またこれに併せて、会社法に精通した弁護士等に、議案を含む株主総会招集通知及び参考書類等の法的チェックを依頼すべきである。

(3) 法務部門の設置

日常的に法的観点から業務をチェックする法務部門が対象会社には存在しないが、今後は、そのような部門ないし担当スタッフの配置も検討すべきである。

第5 関与者の責任

(1) 取締役及び監査役の刑事責任

株式会社タカチホの取締役・監査役には、配当に際し分配可能額が存在しないことに関する違法配当罪上の故意があったものとは認められないから、刑事責任を負うものではない。

(2) 会社法上の填補責任

分配可能額規制に違反して配当が行われた場合、会社法上、手続に関与した取締役が填補責任を負う場合があり、また監査役についても善管注意義務違反による損害賠償責任を負う場合がある。

しかし、本件調査によれば、株式会社タカチホの取締役らは、分配可能額が存在しないことを認識しながら本件配当を行ったものではなく、計算方法を誤って分配可能と誤信したに過ぎないから、態様として悪質であるとは言い難い。

また本件配当にあたり、資本準備金を減少させその他資本剰余金を増加させれば適法に分配可能額を作出することは可能であったことなどを総合考慮すれば、会社債権者に対するマイナス要因もそれほど大きくはない。

また、株式会社タカチホは本件配当に関与した取締役全員の報酬を平成22年9月から2ヶ月間にわたり3割減額し、本件配当に関与した常勤監査役も月額報酬の3割を2ヶ月分にわたって自主返上することとされており、あくまでこの限度においてではあるが、会社財産の回復も見込まれる。

さらに、対象会社は、再発防止策にも積極的に取り組む姿勢を見せている。

このような事情を総合的に考慮すれば、本外部調査委員会としては、対象会社の取締役に対して填補責任を、監査役に対して善管注意義務違反に基づく損害賠償責任を追求する必要性までは認められないものと判断する。

以 上